

23年度の航空機騒音の測定状況

自動記録騒音計を市内6カ所に設置し、24時間態勢で航空機騒音を測定しています。23年度の測定結果は次のとおりです。

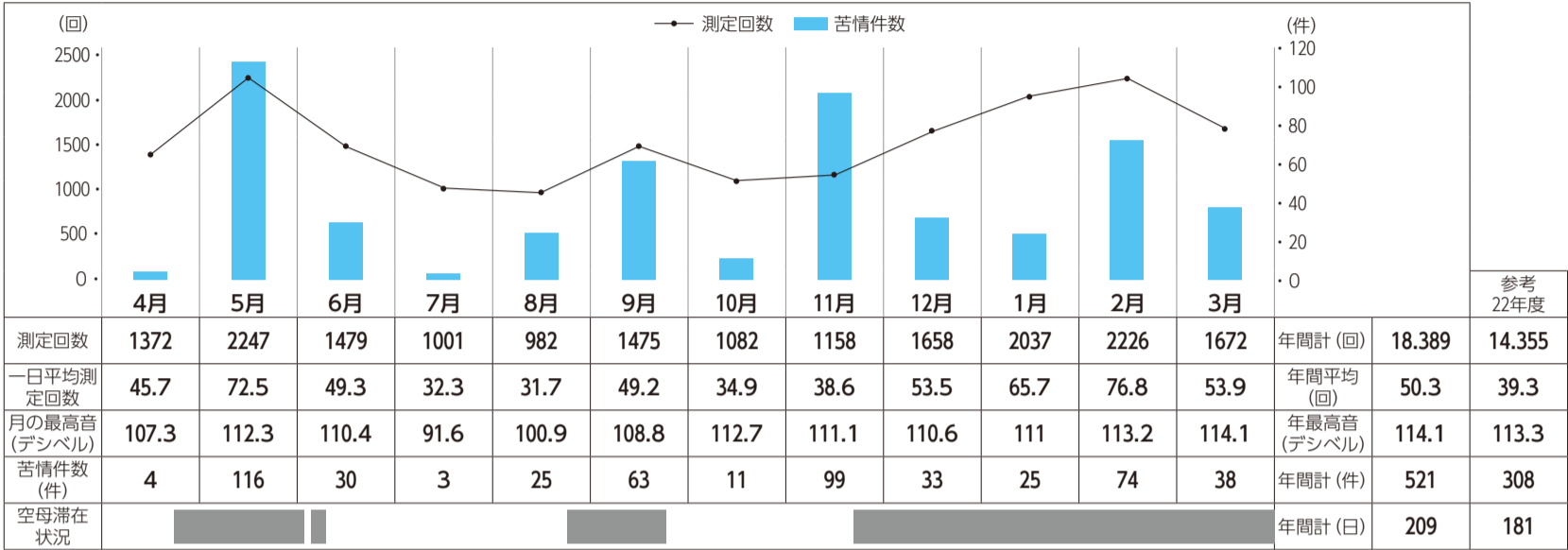
厚木基地を離着陸する航空機の激しい騒音は、主に米海軍の空母（ジョージ・ワシントン）の艦載機から発生しています。23年度は、空母の滞在日数が増加したため、騒音測定回数と苦情件数が22年度に比べ増加しました。

市では、騒音問題を解消するため、艦載機移駐の早期実現や、その間の騒音対策の徹底などを国に求めています。意見や苦情を直接国に訴えることができるので、次の機関へ連絡してください。

▼日米安全保障条約や米軍基地について▽外務省北米局日米地位協定室 ☎03・3580・3311(代)▼騒音全般▽防衛省 ☎03・3286・3111(代)▼南関東防衛局報道室 ☎045・211・7129(夜間、休日は ☎045・211・7386)▽座間防衛事務所 ☎046・261・4332▽海上自衛隊厚木航空基地 ☎78・8611(代)▽米海軍厚木航空施設渉外部 ☎78・2664

市ホームページに航空機騒音苦情受付フォームを掲載しています。市政情報↓計画・政策↓厚木基地↓航空機騒音問題。市役所・各地区センター・寺尾いずみ会館・南部ふれあい会館にある苦情受付用紙や、電話でも受け付けます。図 基地対策課 ☎70・5604。

23年度月別騒音状況など



※測定回数とは、70デシベル以上の騒音が5秒以上継続した数
 ※騒音は、滑走路南端から南1.8kmの上土棚北の状況
 ※苦情は、市で受けた件数
 ※NLPは、5・6月に硫黄島で実施

音の目安：110デシベル…自動車の警笛
 90デシベル…交通量の多い交差点
 70デシベル…電話のベル(1m)

暮らしの消費生活相談

貴金属や着物の買い取りにご注意

金やプラチナなどの貴金属を使ったアクセサリーや和服などを買い取りたいと訪問する業者が増えています。

『「不要な着物を買い取りたい」と言うので来てもらったら『1枚500円』と言う。安いので断ったら『手ぶらでは帰らない、貴金属を出して欲しい』と言われ怖くなりアクセサリーを渡した。』

「アクセサリーを買い取るという業者にネックレス・指輪を渡したが買い取り価格があまりに安いので返してほしい」などの事例があります。買い取り価格への不満や強引な買い取りがあっても品物を渡してしまうと、ほとんど返品されることはありません。貴金属などの古物の買い取りは古物営業法で規制されています。消費者宅で買い取りをする際は、「古物商許可証」「古物行商従業者証」を携帯しなければなりません。業者の住所・電話番号とともに確認して下さい。その場で適正な買い取り価格が否かの判断は難しいので、貴金属は1グラム当たりの価格の計算根拠などを聞き、書面にしてもらいましょう。突然、業者の訪問を受けても売るつもりがなければはっきり断ることが大切です。退去するよう言っても居座られたら警察に連絡しましょう。買い取り価格が不当だと思ったら消費生活センターに相談してください。

図同センター ☎70・3335。



「あやせっ子 平和学習生」募集

「いつして戦争をしたの?」「戦争でどんなことがあったの?」「原爆はどうして日本に落とされたの?」「平和って何だろう?」。戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さについて考え、学び、次代へ伝える「あやせっ子平和学習生」を募集します。

学習生は、8月1日(水)〜2日(木)泊2日で、被爆地の広島へ行き、資料館や原爆ドーム、慰霊碑などを見学したり、被爆体験講話を聴きまわります。参加して平和について考えてみませんか。

▼対象 市内在住の健康に自信のある小学5・6年生で、7月7日(土)の事前説明会・前述宿泊研修・8月19日(日)の事後報告会の全日程に参加できる人 ▼定員 20人(抽選) ▼費用 無料 ▼申込み 申込書に記入し、6月11日までに必着で市民協働課へ郵送か直接。(申込書は学校で配布します。市役所・中央公民館などにもあります。応募による個人情報 は、他に利用しません) ▼抽選 6月18日(月)に公開抽選を行います。結果は6月22日までに通知します ▼問い合わせ ☎70・5640 同課

平和展の展示品募集

7月2日(月)〜8日(日)、市役所7階市民展示ホールで開催する平和展の展示品を募集します。戦時中に使用したものや、当時の写真、手紙などがあれば5月31日までに市民協働課 ☎70・5640へ連絡してください。

同展では、記録映画の上映をするほか、広島・長崎の原爆被害を伝えるポスターや写真パネル、市民から提供され

た戦時中の品々の展示などを行います。図同課。

7月8日(日)は市長選挙の投票日

投票時間は7時〜20時です。(選挙管理委員会事務局は1階から2階へ移りました。) 図同事務局 ☎70・5646

5月は消費者月間

毎年5月は消費者月間です。統一テーマを定めて全国的にキャンペーンが展開されます。今年のテーマは「安全・安心いま新たなステージへ」です。県では、5月18日(金)13時〜16時35分、神奈川県民ホールで「消費者フェスティバルかながわ」を開催します。5月31日(木)まで、県庁第二分庁舎県政情報センターでは、悪質商法被害未然防止啓発用パネル展示などを行います。

図県消費生活課 ☎045・312・1121(内)2640